Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	予算統制制度と事業部制
Sub Title	The Relation of the Budgetary Control to Divisional Organization
Author	和田木, 松太郎(Wadaki, Matsutaro)
Publisher	
Publication year	1959
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.2, No.4 (1959. 10) ,p.365- 374
JaLC DOI	
Abstract	In this article I shall try to examine some problems between the Budgetary control and the Divisional organization. Lt is necessary for us to understand the Divisional organization in considering those problems in all aspects. The characters of the Divisional organization are as follows: (1) Each Division should be planned on its own responsibility within the extent company policy. (2) Each Division is appraised by the Administrative division concorning its profit. Administrative Division will manage the profit of each division, and such a point is quite different from that of under the Central organization. The responsibility of department lies in the departmental budget in the Central organization, accordingly this system means direct control. It is very important to make sure these points to use Budgetary control system in Divisional organization.
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-19591015-04043455

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

序

算統制制度と事業部制についての関連を考察する。 る企業が我国において次第に増加しているが、本稿においては、予 最近になって、事業部制(Divisional Organization)を採用す

においても、事業部制の採用は著しい特質を有している。従って、 制度の円滑なる実施については、先ずその成立要件が充足されなけ 予算統制制度の局面においてもこれらの特質を無視することは出来 ればならないのであるが、管理組織の面においても、一般会計の面 として予算統制制度との関連を無視することは出来ない。予算統制 企業が新たに事業部制を採用する場合に、その重要な項目の一つ

各事業部は全社的観点より設定された経営計画の範囲を逸脱しない るのであるが、このことは各事業部の放任を意味するものではない。 後述する如く、事業部制の採用は大幅に権限を各事業部に委任す

予算統制制度と事業部制

ない。

和 田 木 松 太 郎

限、 なく、また権限、義務の委譲による各事業部の独立性は、管理部門 理され今期経営計画の検討と次期計画の参考資料となるのであり、 sion)に報告することになる。これらの報告資料は、管理部門で整 り、その計画並びに実績は随時管理部門 に対する報告義務までも一任されている訳ではない。委譲された権 管理部門が各事業部をこれらの資料に基いて直接統轄するものでは の管理部門に対してなすべきなのである。 ことを条件として、独自の活動を計画、実施することになるのであ 事業部制は種々な特質を有しているが、これを理解し得ない時は 義務に対しては、他の組織の場合と同様に、詳細な報告を本社 (Administrative Divi-

管 理 組

特に注意しなければならない。

いろいろな欠点が現われる可能性があり、

このような点については

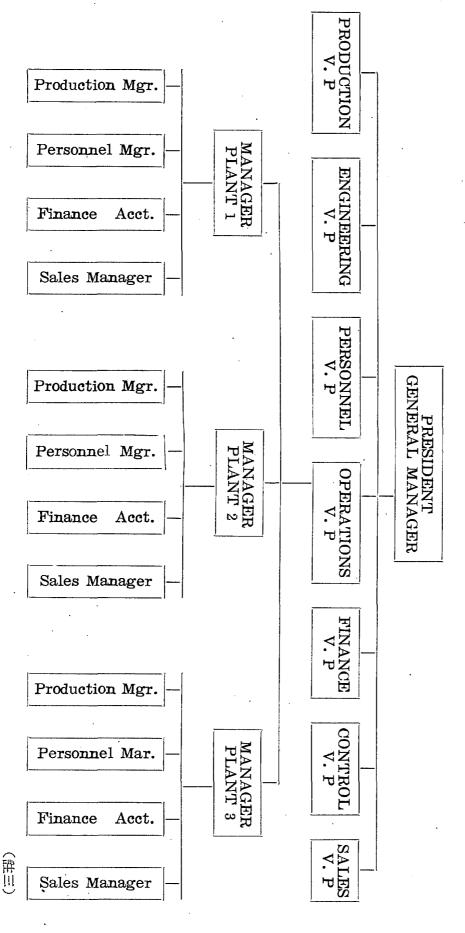
我国における分権管理の一方式としての事業部制は、 既に東芝

三菱電機、日立製作所等において採用されており、これらは何れも(註三) な組織図として次の図表を示している。 「主要製品別」になされている。 W. H. Newman はその基本的

事業部制における管理組織の特質は次の如く考えられる。

(1)管理部門(Administrative Division)は、全社的観点より企

限り、 (2)各事業部は経営計画に示された方針に従ってそれぞれの計画、 業の基本構造並びにその運営に関する計画、 統制を実施する。従って、各事業部は経営計画に違背しない このため、 独自の計画、 各事業部長はその事業部の運営に関する一 組織、統制をなし得るのである。 組織、統制を行ない、 切の 権



この責任は各事業部に課せられた利益目標により評価される。限を有すると共に、経営計画の達成に対する責任を負う。而して、

管理) 考えられる。」と述べている。(鮭四) 起されているのではないであろうか。第一に分権化(もしくは分権 業部制の組織が効果を発揮するか否かに 採用せんとする限りにおいては必らず実施しなければならない。 独自の計画によりその活動を実施することになり、これが各事業部 長の権限と責任において事業部の活動を指導すること が 要因 であ 味するところを異にするのである。事業部制にあっては、各事業部 委譲を指すのである。この意味における分権化は既にどの企業にお ない。ここで所謂分権的管理とは企業規模の拡大に伴う権限の下部 た、必ずしも独立採算制とか、プロフィット・センターの設定のみ の評価を可能ならしめるのである。従って、この基準は事業部制を めるかということである。この基準は独立採算制またはプロフィッ いても採られているところであり、本稿における分権化とはその意 ト・センターの設立におかれるのである。これにより、各事業部は 連邦的分権化や事業部制の採用のみが分権化の方向ではなく、 このような分権化(この場合は事業部制)について山田一郎氏は 分権管理の唯一の効果的な形態だとはいえないのではないかと 第二に、このように解釈するときは、分権化の基準をどこに求 勿論、山田氏においても所謂分権的管理を意味しているのでは の意義について山田氏は相当広義に解釈されているようであ この場合において、二つの問題が提 ついて、 小高泰雄教授は ま

「各部門間における採算性の比較を、厳密にしてしかも公正になしてあるとしている。分権管理については、この他にも著述されていた男教授は「各事業部門の責任者は恰も独立会社の社長であるのとであるとしている。分権管理に対しての責任をもつもの」であるとしている。分権管理に対しての責任をもつものとであるとしている。分権管理については、この他にも著述されているがここには省略する。

事業部制を実施するためには、各事業部において損益計算がなし事業部制を実施するためには、各事業部においるときは、各事業部における原価計算制度が検討されなければならず、殊に予算統制制度の成立要件を考まの内部が既に事業部別に分離されているときは問題を生じないのであるがこれは特例であり、一般には同一工場の内部が二以上の事であるがこれは特例であり、一般には同一工場の内部が二以上の事であるがこれは特例であり、一般には同一工場の内部が二以上の事業部に関係していることが少なくないのである。従って、このような過程を経たのちでなければ、正確な事業部において損益計算がなしである。

る。第一の点に関しては、多数の経営執行者が計数的責任のもとにて大規模の企業でなければ事業部制は採用出来ないとも言われてい多数の経営執行者を必要とする」と言われる。また、これに関連し多数の経営執行者を必要とする」と言われることが あ り、「事業部制は、各事業部において独自の計画をなし、損益計算を実施するために

予算統制制度と事業部制

よう。 率となる恐れがある故に、これが事業部制採用の規模の限界と言え 業部毎に損益計算を実施することが本社集中の場合と比較して不能 ない。次に、規模により事業部制の採用は左右されるものであろう れないとしても、これにより事業部制そのものが批判さるべきでは し企業が事業部制に移行せんとする際経営執行者に適格な人を得ら 慮されるべきであり、これが事業部制の欠点とは考えられない。も このために多数の経営執行者を必要とするにしてもそれは充分に考 価し得るように組織されている事業部制は意義のあることである。 であるとすれば、最小の単位において損益計算をなしその活動を評 事業部単位毎に経営活動を自主的に指導することは明確である。 大小に関係するものではないが、ただ小規模の企業のうちには、事 計算を実施し得ることが肝要である。このことは必らずしも規模の 好な管理組織がその経営活動の良否を、正確に早く評価し得るもの 事業部制採用のためには各事業部が独自に計画し、確実な損益 良

る。 のとの相違する両者が必要である。組織図で示せば次頁の如くであ合には予算委員会並びに予算係は全社的なものと、各事業部毎のもを必要とすることは既に述べた通りである。事業部制を採用した場を必要とすることは既に述べた通りである。事業部制を採用した場を必要とすることは既に述べた通りである。事業部制を採用した場を必要とすることは既に述べた通りである。

予算委員会及び予算係は次の如き事項を取扱う。

予算委員会

(1)全社的予算編成方針の審議

(2)全社的予算案の審議

各事業部の利益目標の検討

設備投資の研究

(3)予算・実績の検討

(4)内部報告書組織の審議

びに内部報告書制度を整備するために必要な事項である。価するため③を実施する。④は前三項目を円滑に実施するため、並なう。予算期間中及び予算期間終了後には各事業部の経営活動を評に対する要望並びに利益目標を明示するため、①及び②の審議を行いた対する要望がに利益目標を明示するため、②及び②の審議を行いた対する要望がに利益目標を明示するため、②を事業部では対するというである。

予算係

議題並びに資料整備等を行なう。滑になし得るように、各事業部との連絡、予算委員会の開催準備、予算委員会の事務局として、前記四項目の審議を予算委員会が円

事業部予算委員会及び事業部予算係

画、実施するのである。画、実施するのである。一巻第一号三十五頁~三十八頁)を参照されたい。事業部予算委員合並びに事業部予算係は、事業部内の各部門活動の調整を計りつつ会並びに事業部予算係は、事業部内の各部門活動の調整を計りつつるがに事業部予算委員である。

往

杖

喍

子算保

(註一) 予算統制の成立要件 拙稿 三田学会雑誌第五十一巻第

号

(註二) 分権管理と管理単位 山田一郎 雑誌会計第七十五巻第

六号 五十二頁

NEWMAN p 297

(註四) 分権管理と管理単位 山田一郎 雑誌会計第七十五巻第

六号 五十五頁

(註五) 分権管理と会計制度 小高泰雄 企業会計第十一巻第八

亏 三十九頁

(註六) 分権管理における予算統制 青木茂男 企業会計第十一

巻第八号 四十九頁

(註七) 経営組織と会社経営 高瀬荘太郎編 七十五頁以下

現代企業と経営組職 磯部喜一、石田武雄共著 二百六十一

頁以下

近代経営管理論 占部都美著 三百四頁以下

(註八) 予算統制の成立要件 拙稿 三田学会雑誌第五十一巻第

— 号

(註九) 二十五頁の組織図を参照

三、予算制度

予算統制を有効、適切に利用するためには、会計制度の完備して

る管理の用具として次の事項を示している。いることを必要とする。 G. A. Welsch 氏は有効な財務数値によ

() 予算運用の計画

豆 変動費の予算運用

三 実際原価計算

四 標準原価計算

运 直接原価計算

(六) 損益分岐点調査

田 特殊原価調査と財務分析 (註一)

が初めに示した予算運用を中心として検討する。「予算統制の方また W.B. Lawrence 氏は次の如く説明する。「予算統制の方また W.B. Lawrence 氏は次の如く説明する。「予算統制の方また W.B. Lawrence 氏は次の如く説明する。「予算統制の方また W.B. Lawrence 氏は次の如く説明する。「予算統制の方また W.B. Lawrence 氏は次の如く説明する。「予算統制の方

を図示すれば次頁の如くである。ものと、各事業部毎のそれを区別して考察すべきである。この関係予算の編成、審議、実施については、本社管理部門を中心にした

(1) 利益計画に基づく予算編成方針の作成(本社)

された方針は各事業部の利益目標として通達される。この通達は単それぞれの計画、組織、統制を実施するのであるが、経営計画に示事業部制においては各事業部が経営計画に示された方針に従い、

各事業部

①利益計画に基づく予算編成方 町の作成 ≯21予算編成方針の作成

(3)各部門予算の見積

綜合予定損益計算

6予算の決定

(4)綜合予算案の審議

、予定損益計算書

(7)予算の決定 各部門へ 、の通達

8予算の実施

あるから、諸種の資料に基づき充分に検討されるべきである。 作成する予算編成方針は、各事業部の経営活動の基盤となるもので 拠り経営計画を理解し得るものでなければならない。本社において 的利益計画に基づいて考究された予算編成方針をも明示し、これに に利益目標の絶対額を示すだけでなく、本社において作成した全社 (10)全社的予算・実績の評価 (9)予算・実績の評価

事業部制の意味は失われることになる。 が各事業部の部門計画まで制約するときは本社の集中管理と化し、 管理は困難となるのである。他面において、予算編成に際して本社 るが、それは経営計画に拠るべきであり、 味を有している。前述の如く、各事業部の自主性は尊重すべきであ 事業部制が真に分権管理となり得るか否かは、この点に重要な意 然らざるときは全社的な

予算統制制度と事業部制

予算編成方針の作成(事業部

の予算編成方針を作成する。これは事業部門内の各部門活動を調整 しつつ利益目標を達成せんがためになされるのである。 本社より通達された全社的予算編成方針に基づき、事業部として

- 各部門予算の見積 (事業部)
- この過程については従来の活動と大差なく既に文献も少なくない 綜合予算案の審議(事業部)
- ので説明を省略する。

(5)

予算案の審議

(本社)

資料を付して本社予算委員会に提出する。本社予算委員会において 算書と共に事業部内の部門活動を説明する資料によりなされる。 に報告される。この報告は各事業部の予定貸借対照表、予定損益計 は予算案の審議をする際に特に次の点を重視する。 な綜合予定貸借対照表と綜合予定損益計算書を作成し、これに説明 社予算係は各事業部より提出された予定財務諸表を整理して全社的 各事業部の予算委員会で審議した綜合予算案は説明を付して本社

- (1) 各事業部の予算案は本社の予算編成方針に合致するか。
- (H) 各事業部の予算案により利益目標は達成し得るか。
- 各事業部間に著しい較差は存在しないか。

せてこれを再び審議するのである。 右の諸点を考察して、 当該事業部に修正の理由を理解せしめ、 もし予算案の修正を妥当と認め た場合に 予算案を改めて提出さ

(6) 予算の決定(本社)

決定されると予算として成立する。本社予算委員会において審議された予算案が常務会において審議

(7) 予算の決定 (事業部)

のである。
事業部から本社に提出した予算案が決定し、事業部に連絡されるが、ない。このことは事業部の自主性を害するように考えられるが、いない。このことは事業部の自主性を害するように考えられるが、本社における予算家修定する。従って、事業部の予算委員会は予算と、事業部の予算家修正の要請が前述の項目である以上問題はないない。

内の全部門の事項を通達することが望ましい。施の準備をさせる。このときは関係部門の事項のみでなく、事業部事業部の予算係は予算が決定すると、これを各部門に通達し、実

(8) 予算の実施(事業部)

(9) 予算・実績の評価 (事業部)

いからここでは省略する。事業部における8、9の活動については、従来のものと相違しな

(1) 全社的予算・実績の評価(本社)

らの資料を審議し、必要に応じて各事業部に対する勧告案を作成す諸表を作成し、本社の予算委員会に提出する。予算委員会ではこれづき各事業部の利益達成状況を整理すると共に、全社的な綜合財務各事業部の実績は本社に報告され、本社の予算係がその資料に基

主性を尊重すべきである。ざる限り指示をなすべきではなく、単なる勧告に留め各事業部の自る。この際注意すべきことは、事業部に対しては経営計画に違背せ

以上、予算の手続について述べたのであるが、これらの手続を円以上、予算の手続について述べたのであるが、これらの手続について述べたのであるが、これらの手続を円は上、予算の手続について述べたのであるが、これらの手続を円れる。

要である。このため、監査担当者と協力して内部報告書の書式、記活動を実施するのであるが、前述の如く、本社より全く分離するの活動を実施するのであるが、前述の加く、本社より全く分離するの期間は一層延びることになるのでこれを防止するための方策が必報告資料を作成する期間を考慮しなければならない。従って、前述報告資料を作成する期間を考慮しなければならない。従って、前述報告資料を作成する期間を考慮しなければならない。従って、前述報告資料を作成する期間を考慮しなければならない。従って、前述報告資料を作成する期間を考慮しなければならない。従って、前述報告資料を作成する期間を考慮しなければならない。従って、前述報告資料を作成する期間を考慮しなければならない。従って、前述報告資料を作成する期間を考慮しなければならない。従って、前述報告資料を作成する期間を考慮しなければならない。従って、前述報告資料を作成する期間を考慮しなければならない。従って、前述報告資料を作成する期間を考慮しなければならない。従って、前述報告資料を作成する期間を考慮しなければならない。従って、前述報告書の書式、記書である。このため、監査担当者と協力して内部報告書の書式、記書の期間は一層延びることになるのでこれを防止するための方策が必要である。

て、各事業部に徹底すべきである。 戦事項、提出時期等について規定を作成し、予算委員会の承認を得

- (描一) Budgeting by Glenn, A. Welsch p. 373.
- (描三) Cost Accounting by W. B. Lawrence p. 246.
- (註三) 内部報告書制度に関しては、前掲三田学会雑誌第五十一

巻第一号二十八頁以下を参照のこと。

(註四) この資料は予算統制制度について調査した。

四、事業部の予算責任

のであることは、事業部制において注意を要ずることである。を有すると共に、経営計画の達成に対する責任を負う。而して、こを有すると共に、経営計画の達成に対する責任を負う。而して、こをがすると共に、経営計画の達成に対する責任を負う。而して、こががの如く、各事業部長はその事業部の運営に関する一切の権限

予じめ設定されたそれぞれの予算数値を中心になされるのである。 るが、各部門の予算責任は経営活動の一局面に限られ、その評価は 上高予算、販売費予算、製造部門は製造部門予算に対して責任を有 上高予算、販売費予算、製造部門は製造部門予算に対して責任を有 中央集権制(Departmental Organization)にあっては、各部

> ていない。 **替価格の参考として市場価格を検討することは行なわれても、他** 観点よりすれば望ましいことではない。従って、実務においても付 事業部より購入すべきものを実際に社外より購入することはなされ 事業部より購入すべきものを社外より自由に購買することは全社的 する販売、 して各事業部は社内取引(事業部間の取引)と社外取引(社外に 間の取引について問題を提起する場合が考えられる。即ち、原則と 場合において、各事業部の販売、購買に対する自由選択は、 あり、事業部としての計画、統制の自主性が確立するのである。この 算、製造予算等を独自の計画に基づいて作成し得ることになるので に購買方法等に関する決定権である。これにより各事業部は販売予 い。即ち、その主なものは販売価格並びに販売方法、購買価格並び て要請するためには事業部に大幅な権限を委譲しなけれ ば なら な れ、予定財務諸表に示される経営成果達成の責任となるのである。 これに対して事業部制の場合には、 このような予算に対する責任(利益目標の達成)を事業部に対し 購買)を自由に選択出来るからである。然し乍ら、 前述の如く、 利益目標が付与さ 事業部

い。ここに一時的付替価格と称した理由は、市場価格より高い価格的に付替価格を両事業部の状況を検討の上設定しなければ なら なるべき問題である。販売の側にある事業部の予想価格が市場価格よ以上の点は、管理部門において全社の綜合予算検討の際に考慮さ

るまでの一時的付替価格を意味するからである。あり、これは必らず改善すべき必要に迫られているから、改善されでなければ供給し得ない事業部には何等かの不能率が存在する筈で

としての自主性を認めることは出来ないのである。従って、このよ定財務諸表において市場価格以下では損失となる場合には、事業部(例えば品質の維持、設計の多様性等)で市場価格より高いため、予もしある事業部が他の事業部に供給する予想価格が何等かの理由

あり、それは本社において評価されるのである。各事業部の予算は、管理部門より通達された利益目標を達成し得のいては管理部門より指揮されるものではない。然し乍ら、各事業部の予算は、管理部門より通達された利益目標を達成し得りな事業部は他の事業部に併合されるべきである。